

令和5年度

第4回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和5年7月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地判断について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第21条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- 報告第4号 利用権の終了について

## <出席委員> (8名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 4番委員：森 紀久嗣  | 6番委員：井口 峰幸  |
| 7番委員：小高 康熙  | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二  | 10番委員：渡辺 忠洋 |

## <欠席委員> (2名)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 5番委員：鈴木 孝一 |
|-------------|------------|

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次   【事務局】鈴木 健司   寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 2 時 0 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 5 年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺議長あいさつ)</p> <p>本日は大変お忙しい中、令和 5 年度第 4 回総会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>田んぼの稲穂も少しずつ出始めて、成長は順調かなと思います。</p> <p>航空防除も予定されているため、穂肥をやらなければいけないと話している人もいました。今後の天気でどうなるかわからないですが。</p> <p>先月の 20 日、事務局長と第 1 1 8 回千葉県農業会議総会、会長会議、事務局長会議に出席しました。</p> <p>会議の中で地域計画を 2 年以内に策定しなければならなくなった。現状の地図を早急に作成し、農業委員及び推進委員で出しての意向等を把握し、10 年後の農地利用を地図に落とすということです。利用の不明な土地は空欄で問題ないとのことでした。変更がある場合には早急に変更することとして推進をお願いしたいとのことでした。</p> <p>この後、活動記録簿の記入方法や遊休農地調査の実施方法の会議が推進委員を含めてあります。</p> <p>農業委員及び推進委員を取り巻く問題も広範囲に渡っております。解決出来ない問題もありますが、出来るところからやっつけようと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>3 番の渡邊委員、4 番の森委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を</p>

事務局 (寺井)	<p>議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>1頁をお開きください。今回は申請案件が3件提出されておりますので、先一括して事務局で説明を行った後に1件ずつ審議をお願いします。</p>
	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号15。所在：中野地先4筆。地目：畑。地積：1,277㎡。譲渡人：茂原市の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/相申請地は遠隔で管理ができないため、適切な管理ができる近接者に譲渡したい。譲受人/自宅の近接地である申請地を取得し、野菜の栽培を行いたい。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号16。所在：久我原地先4筆。地目：田。地積：2,359㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/自宅から離れているため、譲受人の要望に応じる。譲受人/養所有農地は、集約化のために貸し付けているが、自分でも農業を行うため。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号17。所在：柳原地先。地目：田。地積：597㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：浦安市の方。事由：譲渡人/譲受人の要望に応えるため。譲受人/新築する居宅に隣接する農地を取得したい。耕耘機は近所の方から借用し農作業を行う。権利内容：所有権移転。</p> <p>5条との関係もあります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>議案第1号、番号15については、森委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
森委員 (4番)	<p>番号15について、6月27日に渡邊委員と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現在は、草刈り等がされており、畑として利用出来ると思います。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小高委員 (7番)	<p>譲受人の住まいと年齢、作付け作物はなんですか。</p>
渡邊委員 (3番)	<p>隣接に住んでおり、40歳代の方です。</p>

事務局 (寺井)	作付け予定作物は、トマト、キュウリ、梅となっております。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。
議長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号15について許可することとしてご異議ございませんか。
議長 (渡辺会長)	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
事務局 (寺井)	異議なしと認め、番号15につきましては許可することで決定いたします。
事務局 (寺井)	続きます、番号16については、鈴木委員の担当地域ですが、欠席のため、事務局から報告をお願いします。
議長 (渡辺会長)	番号16について、6月22日に鈴木委員が現地調査を行いました。申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。申請では4筆ありますが、1枚の田となっております。
議長 (渡辺会長)	基盤整備は行われておらず、昨年まで譲渡人が耕作しており、譲受人の自宅も近隣にあり、譲受人が所属している法人が近隣の農地を耕作しております。
議長 (渡辺会長)	問題はないという意見でした。ご審議の程お願いいたします。
小高委員 (7番)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
事務局 (寺井)	譲受人は、農業をしている法人に属しているが、自分で農地を所有することですが、理由はあるのですか。
議長 (渡辺会長)	譲受人が所属している法人は、農地所有適格化法人ではないため、農地を所有出来ないため、個人で所有権を取得することにしたと思います。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。
議長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号16について許可することとしてご異議ございませんか。
議長 (渡辺会長)	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>

(渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号16につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、番号17については、小高委員が現地調査を担当しましたので報告をお願いします。事務局から説明があったとおり5条とも関連があるので合わせて報告していただいても問題ありません。</p>
小高委員 (7番)	<p>番号17について、6月29日10時15分から代理人、譲渡人、推進委員、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>隣接地に自宅を建設し、申請地は畑と使用しほうれん草、小松菜、キュウリを栽培するそうです。農機具は耕運機を借用するそうです。</p> <p>申請地は、公共残土による埋め立てがされていたが、畑をやるには多少の土壌改良が必要だと思いました。</p> <p>近隣の農地の状況ですが、隣接地に地目は田がありますが、使用されていない状況でした。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
井口委員 (6番)	<p>現況は、どうなのでしょう。</p>
小高委員 (7番)	<p>公共残土による埋め立てがされているので、畑にするには多少の土壌改良が必要な状況です。</p>
井口委員 (6番)	<p>現状は宅地みたいになっているのですか。</p>
小高委員 (7番)	<p>宅地としても使える状況です。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>他に質問はありますか。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号17について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号17につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>2頁をご覧ください。今回は申請案件が2件提出されておりますので、先一括して事務局で説明を行った後に1件ずつ審議をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>番号5-2。所在：柳原地先。地目：田。地積500㎡。農地種別：2種。農振地域。譲渡人：町内の方。譲受人：浦安市の方、申請事由：現在、浦安市に家族3人で居住しているが、令和5年3月で会社を退職したため、これを機に環境の良い東京から車で1時間30分位の大多喜町に専用住宅を建築し、永住したく申請する。埋立て等を行わず整地のみ。転用を伴う所有権移転。</p> <p>番号5-3。所在：桜台地先。地目：田。地積1,764㎡。農地種別：2種。農振地域。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方、申請事由：大多喜町に本店を置き、いすみ、長生、山武、安房、市原、千葉地区を中心に板金業を営業しており、現在使用している工場、駐車場、作業所などの土地については全て賃貸契約により使用しているが、土地の名義人が死亡したため相続問題の影響で近々使用する事が難しい状況であるため、申請地に新しい工場、休憩室などを新築し営業を継続して行いたい。埋立て等を行わず整地して砂利を敷設する。転用を伴う所有権移転。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第2号、番号2については、小高委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
<p>小 高 委 員 ( 7 番 )</p>	<p>番号2について、6月29日10時15分から代理人、譲渡人、推進委員、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地に住宅を建築し移住する予定です。隣接地に農地は無く、排水は排水路に排水するそうです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>

(渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号2について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺委員)	<p>異議なしと認め、番号2につきましては許可することで決定いたします。</p>
議 場	<p>番号3については、小高委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
小 高 委 員 ( 7 番 )	<p>番号3について、6月29日9時30分から代理人、推進委員、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地は、2、3年前まで耕作されておりました。最近は耕作もされず、草刈りもされていない状況です。</p> <p>建設する建物は平屋建てで、隣接農地はありますが遊休農地となっており、所有者も譲渡人なので影響はないと思います。</p> <p>譲受人は、町内の別の場所に土地を借りて、事業をしておりましたが、返還を求められたため申請地に新たに作業場を建設する予定だそうです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号3について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号3につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号「非農地判断について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>



事務局 (寺井)	<p>3頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「非農地判断について」</p> <p>次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。</p> <p>番号5 - 2。所在：久我原地先。地目：田。地積 195 m<sup>2</sup>。所有者：船橋市の方。</p> <p>事務局からの説明は以上ですが、鈴木委員が欠席のため、現地調査の報告も併せてさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>お願いします。</p>
事務局 (寺井)	<p>以前から近隣の農地で申請がされている場所で、立入りが困難な場所のため、鈴木委員は航空写真で非農地と判断しました。</p> <p>今後も、周辺の農地で非農地判断の申請がされると思われるので、遊休農地調査と合わせて非農地の調査をして総会で審議してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号5 - 2について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺委員)	<p>異議なしと認め、番号5 - 2につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (寺井)	<p>4頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜</p>

	<p>町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり</li> <li>2. 公告を予定する日：令和5年7月7日</li> </ol> <p>番号5-15は新規、5-16は更新の案件です。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺委員)</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺委員)</p>	<p>異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することとします。</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>続きまして、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p> <p>5頁をご覧ください。 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号5-2。所在：泉水地先1筆。地目：田。地積：2,980㎡。渡人：町内の方。受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。権利内容：賃貸借権。借賃は10a当たり米30kgです。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小 高 委 員 ( 7 番 )</p>	<p>先月の総会でも質問しましたが、農地中間管理事業に移行していくということですが、利用集積計画は農業委員会が許可をしておりましたが、今後は園芸協会に許可するということですか。</p>

事務局 (鈴木)	利用集積計画も中間管理事業についても、農業委員会に意見を求められています。
小高委員 (7番)	意見が述べられればよいと思います。 問題があった時に、農業委員が意見をしているのが地権者に分かればよいと思います。
井口委員 (6番)	園芸協会が間に入っているので、クレーム等は園芸協会が受けると思います。
小高委員 (7番)	園芸協会は千葉市にあるので相談しづらいので、近くにいる農業委員が責任をもって対応した方が易しいのではないかと。
矢代委員 (8番)	問題があった場合は、何かあれば農業委員が聞き、事務局に報告をして事務局から園芸協会に話をし、解決すればよいのではないですか。 これは、町長から意見を求められているので、意見をすればよいのではないのでしょうか。
議長 (渡辺委員)	事務局は何かありますか。
事務局 (鈴木)	お互いに同意をして申請されているので、この時点で問題はあると思えません。
議長 (渡辺委員)	今後、問題があれば法律が変わると思いますが、事務局のいうとおり互いに同意されていると思われるので、問題があれば農業委員会として意見すればよいのではないのでしょうか。 法律で決まっていることなので、しょうがないのでしょうか。 他に質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (渡辺委員)	ご質問がないようですので、議案第5号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長	異議なしと認め、議案第5号について原案どおり決定することと

(渡辺委員)	<p>します。 議案第5号については以上です。 議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (寺井)	<p>報告事項ですが、この後の会議の時間があるため、配布してある資料のとおりとなっております。 報告事項は以上となります。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか</p>
事務局 (鈴木)	<p>ありません。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長 (秋山課長)	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>閉会（午後3時30分）</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月5日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 森 紀久嗣

署名委員 渡辺 正広